

待遇に関する事項等の説明（派遣登録者の皆様へ）

株式会社日本技術センター 姫路本社

1. 待遇に関する事項

1) 派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

◆製造職

時給：940 円～2,400 円（月給総額：154,000 円～384,000 円 ※月間 160 時間の場合）

◆技術職

時給：1,200 円～3,300 円（月給総額：192,000 円～528,000 円 ※月間 160 時間の場合）

2) 想定される就業条件等について

主な就業場所：兵庫県、奈良県

※ 実際の就業場所、就業条件等については労働契約締結時に書面にて提示いたします。

3) 労働、社会保険の加入について

雇用保険は、週の所定労働時間が 20 時間以上あり、かつ、31 日以上の雇用見込みがある場合、加入します。

健康保険・厚生年金保険は、1 週間の所定労働時間及び 1 箇月の所定労働日数が一般社員の 4 分の 3 以上であり、雇用契約期間が 2 箇月を超える場合、加入します。

4) 均衡待遇確保のために考慮した内容

◆教育訓練

派遣労働者の業務と同種の業務に従事する派遣先労働者の教育訓練についても実施するなど必要な措置を講じます。

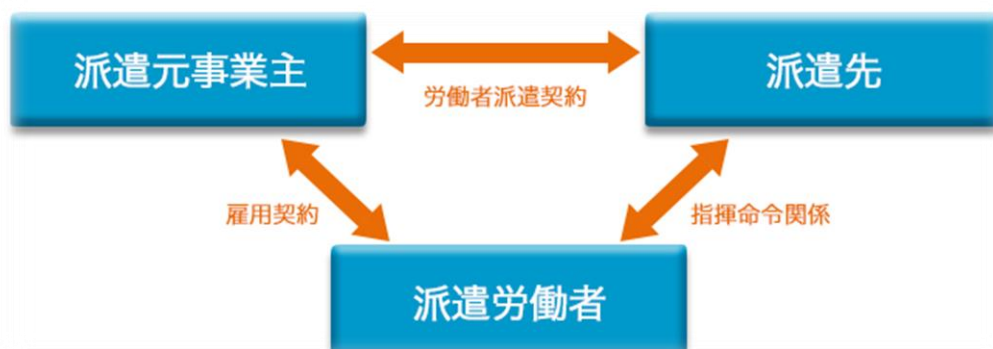
◆福利厚生施設

派遣先労働者が利用している福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）については、派遣労働者に対しても利用の機会を与えるように致します。

2. 事業運営に関する事項

弊社 HP 上の[事業案内](#)をご覧ください

3. 労働者派遣制度の概要



派遣労働者の皆様は弊社と雇用契約を結びます。就業条件の明示や給与の支払いは弊社が行い、派遣先事業主が仕事の指示や就業時間の管理を行います。

(参考) 厚生労働省ホームページ <派遣で働くときに特に知っておきたいこと>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

4. 段階的かつ計画的な教育訓練（労働者派遣法第 30 条の 2 第 1 項）の実施について

ご就業に応じた派遣社員の方のキャリアアップのために、段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるよう、以下のとおり教育訓練を実施します。

雇入れ時・・・ビジネスマナー研修（入職時等基礎訓練）	1 時間
入社 1 年目・・・ビジネススキル初級（職能別訓練）	8 時間
入社 2 年目・・・ビジネススキル中級（職能別訓練）	8 時間
入社 3 年目・・・ビジネススキル上級（職能別訓練）	8 時間

※ビジネススキル初級はものづくり初級教育研修（安全、品質など）、中級はものづくり中級教育研修（生産性、コストなど）、上級は現場リーダー教育（コミュニケーションスキル、リーダーシップ等）の研修を行います（製造職の例）。

※教育訓練はすべて OFF-JT で行い、費用負担はなく（無償）、賃金が支給されます（有給）。

5. キャリアコンサルティング（労働者派遣法第 30 条 2 第 2 項）の実施について

キャリアコンサルティングとは、労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことです。面談にて、日々のご就業の中でのキャリアアップに関するお悩みや、仕事と介護の両立、育休後の復職などについてお気軽にご相談ください。

※希望者全員に対して、キャリアコンサルティングを実施します。

※キャリアコンサルタントの国家資格を有するコンサルタントが対応させていただきます。

※実施方法は、対面、電話、もしくは Zoom のいずれかをお選びいただけます。

※実施時間は、1 回あたり 1 時間となります。

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先は、下記のとおりです。

電話 06-6787-8077

メールアドレス naoya_tamura@nichigicenter.co.jp